

2017年5月12日

各位

不動産投資信託証券発行者名
 投資法人みらい
 代表者名 執行役員 菅沼通夫
 (コード番号:3476)

資産運用会社名
 三井物産・イデラパートナーズ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 菅沼通夫
 問合せ先 取締役 CFO 上野貴司
 TEL: 03-6632-5950

テナントの異動に関するお知らせ（新宿イーストサイドスクエア）

投資法人みらい（以下「本投資法人」といいます。）が保有している物件について、下記のとおりテナントの退去および入居が確定しましたのでお知らせします。なお、本異動が本投資法人の運用状況に与える影響は軽微ですが、本投資法人の直前営業期間である2016年10月期（第1期）は保有資産の運用実績がないため、本異動による営業収益、経常利益及び当期純利益の減少見込額が有価証券上場規程に定める開示基準に該当することから適時開示を行うものです。

記

1. テナント異動（貸借の解消および新たな賃貸借契約）の概要

	貸借の解消	新たな賃貸借契約
物件名称	新宿イーストサイドスクエア	
テナント名	非開示（注1）	非開示（注1）
賃貸面積	6,002.08 m ² （注2）	
本物件の総賃貸可能面積に占める割合	5.2%（2017年3月31日現在）	
本投資法人の総賃貸可能面積に占める割合	0.2%（2017年3月31日現在）	
月額賃料等	非開示（注1）	非開示（注1）
敷金・保証金等	非開示（注1）	非開示（注1）
実施予定日	2017年6月30日（解約日）	2017年7月1日（入居日）

（注1）テナントから承諾が得られなかったため開示していません。

（注2）本物件の信託受益権に係る信託を構成する共有持分割合は10%であり、本投資法人はそのうち50%の準共有持分を保有しています。なお、本投資法人の保有割合（5%）相当の数値は300.1 m²です。

2. 適時開示の実施理由

有価証券上場規程第 1213 条第 3 項第 1 号 b 及び同施行規則第 1229 条第 1 項第 17 号に基づき、本異動が以下の基準に該当することから適時開示を実施するものです。

- (1) 貸借が解消されることとなる予定日の属する営業期間の開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間のいずれかにおいて、当該貸借が解消されることによる営業収益の減少見込額が直前営業期間の営業収益の 5%に相当する額以上
- (2) 貸借が解消されることとなる予定日の属する営業期間の開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間のいずれかにおいて、当該貸借が解消されることによる経常利益の増加又は減少見込額が直前営業期間の経常利益の 30%に相当する額以上
- (3) 貸借が解消されることとなる予定日の属する営業期間の開始の日から 3 年以内に開始する各営業期間のいずれかにおいて、当該貸借が解消されることによる当期純利益の増加又は減少見込額が直前営業期間の当期純利益の 30%に相当する額以上

本投資法人の直前営業期間である 2016 年 10 月期（第 1 期）は保有資産の運用実績がなく、営業収益、経常利益及び当期純利益が以下のとおりであることから本異動が上記の開示基準に該当します。

営業収益	—
経常利益	▲78 百万円
当期純利益	▲78 百万円

3. 今後の見通し

本異動による本投資法人の 2017 年 4 月期（第 2 期）及び 2017 年 10 月期（第 3 期）運用状況への影響はありません。

以 上

※本投資法人のホームページアドレス：<http://3476.jp>